

緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金により造成した基金を活用して実施した事業において基金を目的外使用

1件 不当金額(支出) 520万円
(前年度 1件 4866万円)

1 基金事業の概要

緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金は、厚生労働本省が定めた交付要綱等に基づき、中央職業能力開発協会が、同交付金を原資として、緊急人材育成・就職支援基金(基金)を造成し、緊急人材育成・就職支援基金事業(基金事業)を実施するために国が交付するものである。そして、協会は、基金事業の一つとして若者育成支援事業を実施している。

若者育成支援事業において支給される若年者人材育成・定着支援奨励金(奨励金)は、若年者人材育成・定着支援奨励金(若者チャレンジ奨励金)業務実施要領等に基づき、若年者の正規雇用労働者としての就職等の雇用の安定化等を図ることを目的として、非正規雇用の若年者に対して職業能力の向上を目指した実践的な職業訓練(訓練)を実施するなどした事業主を助成するものである。

奨励金には訓練奨励金と正社員雇用奨励金がある。このうち、訓練奨励金は、35歳未満の非正規雇用の若年者に対して、事業主が訓練実施計画(計画)に基づいて労働者に仕事をさせながら行う訓練(OJT)と、通常の業務を離れて行う訓練(OFF-JT)とを組み合わせ実施した場合に、訓練受講者1人につき1月当たり15万円を事業主に支給するものである。また、正社員雇用奨励金は、事業主が、訓練を終了した訓練受講者(訓練修了者)を正社員として1年又は2年継続して雇用した場合に、訓練修了者1人につき50万円又は100万円を事業主に支給するものである。

奨励金の支給を受けようとする事業主は、訓練終了後あるいは訓練修了者を正社員として雇用してから1年又は2年経過した後、支給申請書を都道府県労働局(労働局)に提出することとなっている。そして、事業主から支給申請書の提出を受けた労働局は、申請内容の審査を行い、その審査結果を協会に送付し、協会は、労働局の審査結果に基づいて奨励金の支給決定を行い、基金から支給決定額を取り崩して奨励金を支給することとなっている。

訓練奨励金の支給要件は、計画に基づき訓練が実施されていることなどとなっており、支給単位期間において、OJTとOFF-JTの両方又はどちらか一方の訓練実施時間数が計画上の訓練実施時間数の8割を下回る場合(不支給事由)には、当該支給単位期間については、訓練奨励金が支給されないこととなっている。また、訓練奨励金の不支給事由に該当する訓練受講者は訓練修了者とはならず、訓練終了後に正社員として1年又は2年継続して雇用した場合であっても、当該訓練受講者は正社員雇用奨励金の支給対象とならないこととなっている。

2 検査の結果

京都労働局は、事業主Aから、計画に基づいて訓練を実施したなどとする支給申請書及び関係書類の提出を受け、奨励金の支給要件を満たしているとする審査結果を協会に送付し、協会はこの審査結果に基づき、平成27、28年度に、奨励金を事業主Aに支給していた。

しかし、事業主Aが実施した訓練は計画に基づいたものとなっておらず、不支給事由に該当することから、奨励金計520万円が過大に支給されていた。したがって、事業主Aに対する奨励金の支給は適正なものではなく、計520万円(交付金相当額同額)が基金から過大に取り崩されて、補助の目的外に使用されていて不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	交付金の交付 年度	支給要件確認庁 (労働局)	奨励金の支給 年度	不適正な奨 励金支給額	不当と認め る基金使用額	不当と認める交 付金相当額
厚生労働 本省	中央職業能 力開発協会	平成 21、22、24	京都労働局	平成 27、28	円 520万	円 520万	円 520万